

4. 介護ロボットの活用について

(1) 介護ロボット導入支援事業について (別紙資料1)

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効である。

このため、現在、普及促進策として、今年度から地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、介護ロボットの導入を支援することにより介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取組の参考となるよう先駆的な取組について支援を行っている。

今般、平成27年度補正予算(案)において、介護従事者の負担軽減等の観点から、地域医療介護総合確保基金を積増すこととしたため、本事業の積極的な実施をお願いしたい。(補助額は1機器当たり10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。)

(2) 介護ロボット等導入支援特別事業について (別紙資料2)

ア 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

現状、介護ロボットの中には上市されて間もない状況にあること等により、価格が高額なものがある。

介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が一層推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入について特別に支援するため、平成27年度補正予算(案)において、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所※へ導入する際の費用について、地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)を活用し助成する。

本事業の対象となる介護ロボットは、地域医療介護総合確保基金と同様に、移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで効率化や負担軽減などの効果があるものとし、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件とする予定である。

また、導入のための補助額は1施設・事業所につき300万円を上限とし、補助率は10/10を予定している。

本事業の積極的な活用により、介護従事者の負担軽減に資する取組を推進していただくようお願いしたい。

※ 施設サービスに限らず、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護など介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所が対象。

イ 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

介護離職を防止するためには、高齢者の介護に関わる家族等の介護負担を軽減する取組が重要である。

そのため、平成27年度補正予算（案）において地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し、在宅で生活する高齢者の見守りを支援する介護ロボット等機器を市町村が導入する際に、要する経費を助成する。

事業内容については、要介護度が比較的軽度で外出頻度が高い高齢者などの見守りの必要がある場合に、その家庭に見守り支援機器を市町村から貸出すことにより実施する。

助成額は、1機器につき10万円を上限に地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）により市町村へ補助することとし、補助率は10/10を予定している。

各市町村で既に実施している高齢者の見守りに関する事業に、本事業で導入した見守り支援機器を活用して更に取組を強化するなど、各市町村の状況に応じて本事業を積極的にご活用いただき、認知症高齢者の見守り体制の構築や、高齢者の介護に関わる家族等の介護負担を軽減する取組を推進していただきたい。

（3）介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業について（別紙資料3）

介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発・導入への支援だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要である。

そのため、公募により民間団体に委託し、介護ロボットを活用した介護技術を開発するモデル事業を平成27年度補正予算（案）に計上している。

モデル事業は、既に製品化された介護ロボットが複数あり、業務負担の軽減等が期待できる移乗支援や見守り支援分野の介護ロボットを対象に、10カ所程度で実施することを予定している（対象については、今後検討）。

各モデル事業の実施結果については取りまとめた上、各自治体や関係団体等へ周知を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

別紙資料1

介護ロボットの導入支援事業について

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
 →都道府県が提出された計画内容を判断

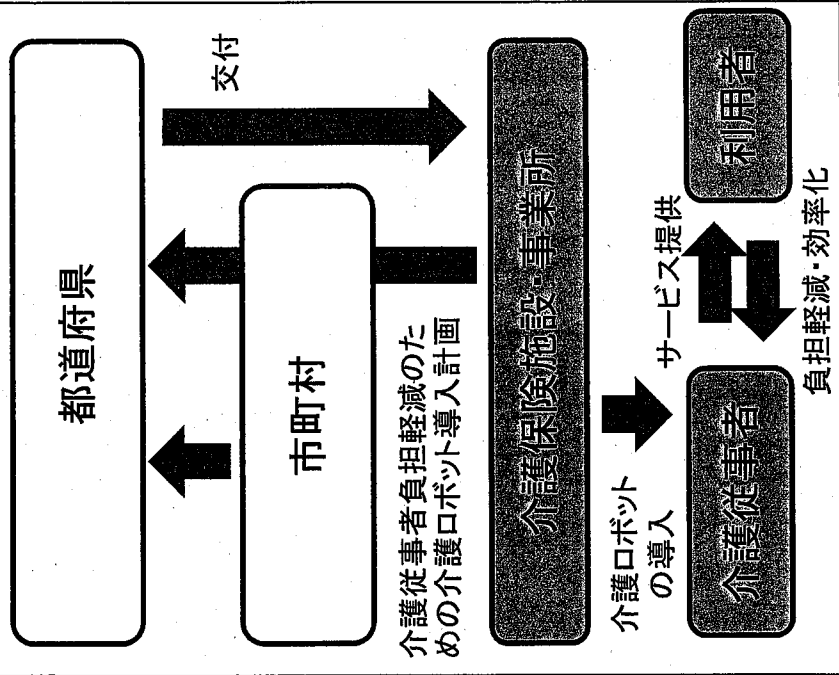
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
 - <記載内容>
 - 達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこととで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかつた優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
 - 1 機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
 - ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一 計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



(1) 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

事業概要

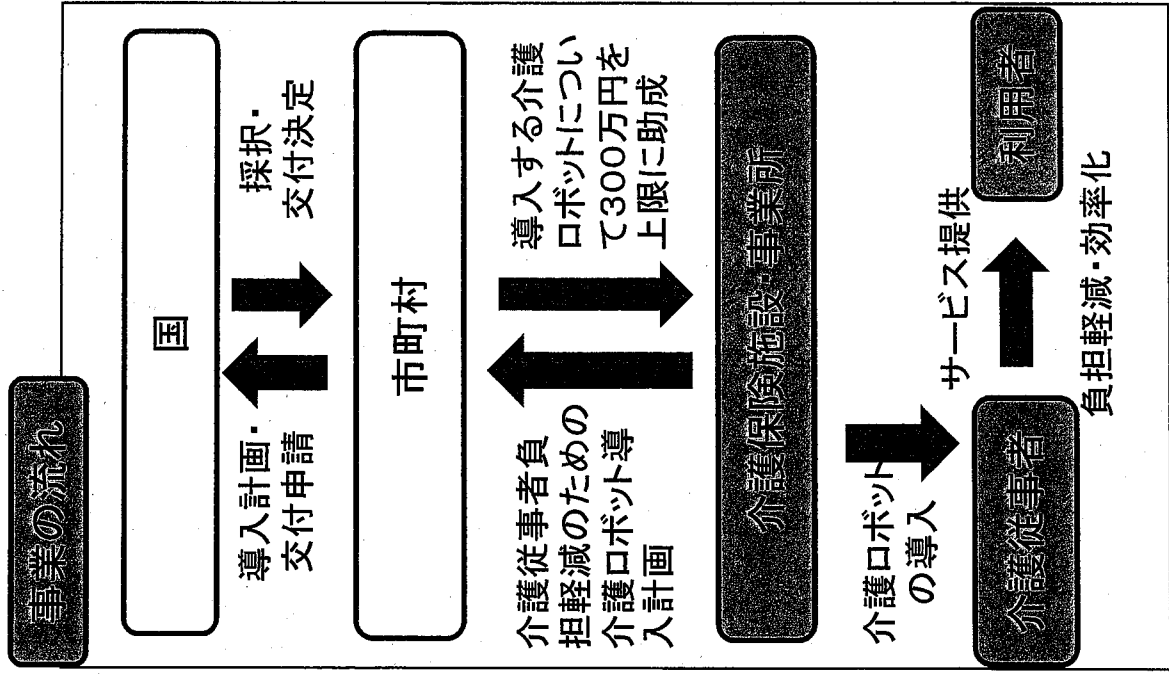
- ・介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所へ導入する費用を助成する。
- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。 → 市町村が各介護保険施設・事業所から提出された計画内容を判断

事業対象

- ・介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所
 - ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
- <記載内容>
- 達成すべき目標 > 導入すべき機種 > 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
 - ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
 - ・ロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
 - ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
 - 1 施設・事業所につき上限額300万円、補助率10/10
 - ii 上限額の考え方
 - ・居宅サービスと介護予防サービスと両方指定を受けている場合は1事業所とする。



(2) 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

事業概要

- ・高齢者と関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する機器に対し、導入に要する経費の一部を市町村に補助する。
- ・市町村が見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に機器を貸出す。

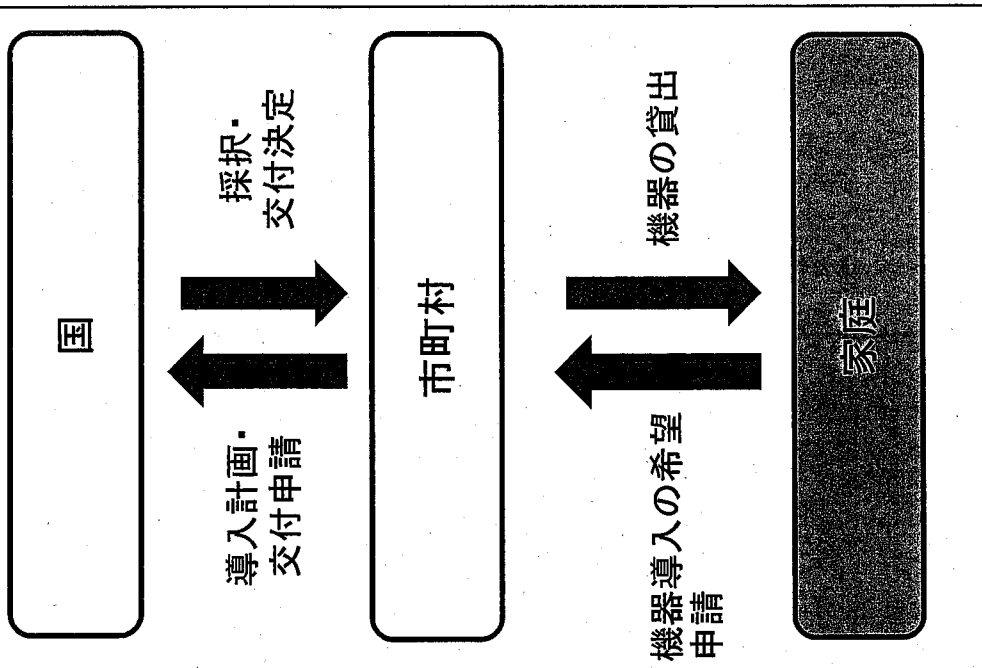
事業対象

- ・要介護(要支援)認定者であって、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者(原則寝たきりでなく、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方を想定)
 - ・導入する機器は見守りを支援する機器で家族の介護負担の軽減に資するもの
 - (※)介護保険の福祉用具の対象となっていない機器は対象外。
 - ・見守り支援機器導入計画の作成
- ＜記載内容＞
- 導入する機種 ➢ 導入台数等
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

1機器につき上限額10万円、補助率10/10

事業の流れ



介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

平成27年度補正予算(案)
1.5億円

1. 概要

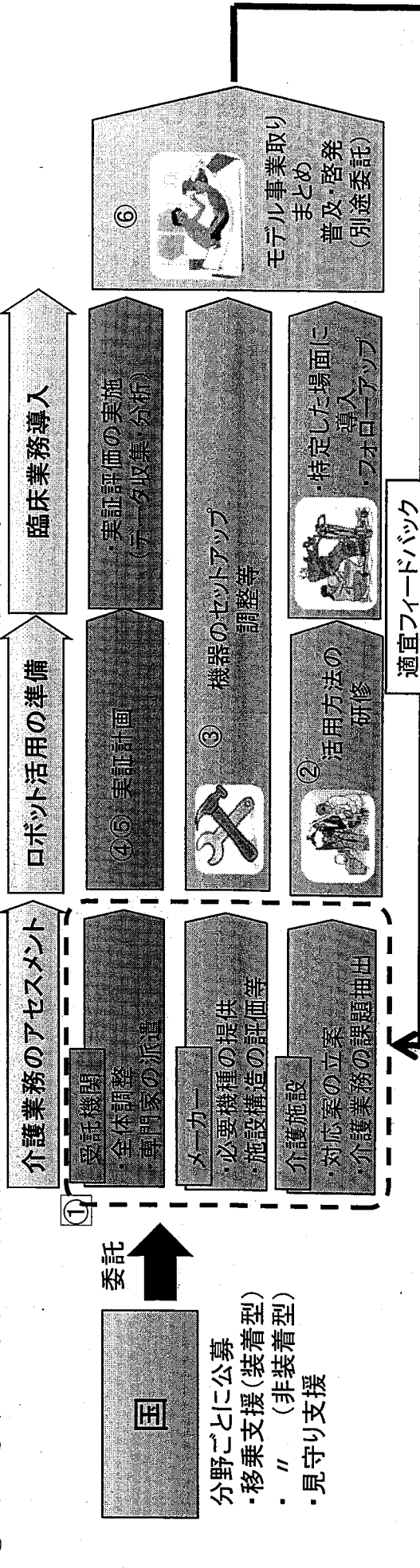
○介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
○そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

○介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
○モデル事業は、既に製品化された介護ロボットが複数あり、業務負担の軽減等の効果が期待できる移乗支援(装着型・非装着型)や見守り支援分野の介護ロボットを対象に10カ所所で実施。
○事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



介護ロボットの開発・導入・普及に向けた支援について

H27年度
補正予算(案)

